

総務委員会資料

令和4年第5回定例会提出予定議案の説明

議案第168号

川崎市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

令和4年11月25日

総務企画局

川崎市情報公開条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>○川崎市情報公開条例 平成13年3月29日条例第1号</p> <p>第4章 情報公開・個人情報保護審査会 (情報公開・個人情報保護審査会)</p> <p>第25条 第22条第3項又は<u>個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)</u>第105条第3項において準用する<u>同条第1項</u>の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、川崎市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>2 審査会は、委員8人以内をもって組織する。</p> <p>3 委員は、優れた識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、市長が委嘱する。</p> <p>4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 委員は、再任されることができる。</p> <p>6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (審査会の調査権限)</p> <p>第26条 審査会は、必要があると認めるときは、第22条第3項の規定により審査会に諮問をした審査庁又は<u>個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項</u>の規定により審査会に諮問をした審査庁(以下「諮問庁」という。)に対し、第12条第1項に規定する諾否の決定に係る公文書(以下「諾否の決定に係る公文書」という。)又は<u>保有個人情報(個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る同法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下この項及び第3項において同じ。)</u>の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その</p> | <p>○川崎市情報公開条例 平成13年3月29日条例第1号</p> <p>第4章 情報公開・個人情報保護審査会 (情報公開・個人情報保護審査会)</p> <p>第25条 第22条第3項又は<u>川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号。以下「個人情報保護条例」という。)</u>第33条第3項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、川崎市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>2 審査会は、委員8人以内をもって組織する。</p> <p>3 委員は、優れた識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、市長が委嘱する。</p> <p>4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 委員は、再任されることができる。</p> <p>6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (審査会の調査権限)</p> <p>第26条 審査会は、必要があると認めるときは、第22条第3項の規定により審査会に諮問をした審査庁又は<u>個人情報保護条例第33条第3項</u>の規定により審査会に諮問をした審査庁(以下「諮問庁」という。)に対し、第12条第1項に規定する諾否の決定に係る公文書(以下「諾否の決定に係る公文書」という。)又は<u>個人情報保護条例第27条第1項に規定する諾否の決定に係る保有個人情報(同条例第2条第5号に規定する保有個人情報をいう。)</u>(以下「諾否の決定に係る保有個人情報」という。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された諾否の決定に係る公文書又は<u>諾否の決定に係る</u>保有個人情報の開示</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>提示された諾否の決定に係る公文書 <u>又は</u> 保有個人情報の開示を求めることができない。</p> <p>2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、諾否の決定に係る公文書に記録されている情報 <u>又は</u> 保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。</p> <p>第5章 情報公開運営審議会 （情報公開運営審議会）</p> <p>第33条 この条例による公文書公開制度、<u>個人情報保護法及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年川崎市条例第●号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）</u>による個人情報保護制度、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（平成11年川崎市条例第2号。以下「会議公開条例」という。）による審議会等の会議の公開制度その他情報公開制度の適正かつ円滑な運営を統合的に推進するため、川崎市情報公開運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 審議会は、前項の目的を達成するため、次の事項を行う。</p> <p>(1) 公文書公開制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じ、調査審議すること。</p> <p>(2) <u>個人情報保護法施行条例によりその権限に属させられた事項を行うこと。</u></p> <p>(3) 会議公開条例第2条に規定する審議会等（以下「審議会等」という。）</p> | <p>を求めることができない。</p> <p>2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、諾否の決定に係る公文書に記録されている情報 <u>又は諾否の決定に係る</u> 保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。</p> <p>第5章 情報公開運営審議会 （情報公開運営審議会）</p> <p>第33条 この条例による公文書公開制度、<u>個人情報保護条例</u>による個人情報保護制度、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（平成11年川崎市条例第2号。以下「会議公開条例」という。）による審議会等の会議の公開制度その他情報公開制度の適正かつ円滑な運営を統合的に推進するため、川崎市情報公開運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 審議会は、前項の目的を達成するため、次の事項を行う。</p> <p>(1) 公文書公開制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じ、調査審議すること。</p> <p>(2) <u>個人情報保護条例によりその権限に属させられた事項を行うとともに、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じ、調査審議すること。</u></p> <p>(3) 会議公開条例第2条に規定する審議会等（以下「審議会等」という。）</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>の会議の公開制度の運営に関する重要事項について、審議会等が設置されている市長その他の執行機関の諮問に応じ、調査審議すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、情報公開制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じ、調査審議すること。</p> <p>(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項に規定する評価書に関する事項について、実施機関の諮問に応じ、調査審議すること。</p> <p>(6) 市長に対し、情報公開制度の適正かつ円滑な運営に関し、必要な意見を述べること。</p> <p>3 審議会は、委員16人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員は、市民及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>5 審議会は、必要があると認めるときは、小委員会を置くことができる。</p> <p>6 第25条第4項から第6項までの規定は審議会の委員について、前条の規定は審議会の組織及び運営に関し必要な事項について準用する。</p> | <p>の会議の公開制度の運営に関する重要事項について、審議会等が設置されている市長その他の執行機関の諮問に応じ、調査審議すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、情報公開制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じ、調査審議すること。</p> <p>(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項に規定する評価書に関する事項について、実施機関の諮問に応じ、調査審議すること。</p> <p>(6) 市長に対し、情報公開制度の適正かつ円滑な運営に関し、必要な意見を述べること。</p> <p>3 審議会は、委員16人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員は、市民及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>5 審議会は、必要があると認めるときは、小委員会を置くことができる。</p> <p>6 第25条第4項から第6項までの規定は審議会の委員について、前条の規定は審議会の組織及び運営に関し必要な事項について準用する。</p> |